

# 使用料

## 会議室等使用料

(H28.4.1現在)

使用区分	使用時間	午 前	午 後	午前・午後	夜 間	午後・夜間	全 日
		9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	9:00~ 17:00	18:00~ 21:00	13:00~ 21:00	9:00~ 21:00
大 会 議 室		3,560	4,750	8,310	3,560	8,310	11,870
第 2 会 議 室		640	860	1,500	640	1,500	2,140
第 3 会 議 室		640	860	1,500	640	1,500	2,140
第 4 会 議 室		1,000	1,330	2,330	1,000	2,330	3,330
料 理 教 室		1,320	1,770	3,090	1,320	3,090	4,410
視 聴 覚 室		840	1,120	1,960	840	1,960	2,800
集 会 娯 楽 室		840	1,120	1,960	840	1,960	2,800
和 茶 室		840	1,120	1,960	840	1,960	2,800
1 階 □ ビー (会議・展示利用の場合)		1,000	1,330	2,330	1,000	2,330	3,330
2 階 □ ビー (展示利用の場合)		1,000	1,330	2,330	1,000	2,330	3,330

- 備考 1. 会議室等を営利を目的として使用する場合はこの表に定める使用料に当該使用料の100%に相当する額を加算する。なお、営利または商業宣伝を目的とし、入場料またはこれに類するものを徴収する場合は200%に相当する額を加算する。
2. 磐田市民及び磐田市内に事務所または事業所を有する法人以外の者が使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の100%に相当する額を加算する。
3. 使用時間を超過し、または繰り上げて使用する場合は当該超過又は繰上時間1時間につき、この表に定める使用料に当該使用料の1時間当たりの金額の120%に相当する額を加算する。この場合において、超過又は繰上時間が30分未満のときは切り捨て、30分以上1時間未満のときは1時間とみなして計算する。

## 付属設備等使用料

品 名	単 位	使用料 (1回につき)	備 考
ポータブルマイクセット	1式	640円	マイクロフォン2本含む。電池を含む。
マイクスタンド	1本	250	
テープレコーダー	1台	380	テープは含まない。
ビデオプロジェクター	1台	1,290	ビデオデッキ、スクリーンを含む。
映写機(16mm)	1台	1,290	スクリーンを含む。
スライド映写機	1台	380	//
スクリーン	1枚	250	
展示パネル	1枚	60	ロビーは無料
展示用スポットライト	1灯	40	
電気コンセント	1口	120	1Kw以内
料理教室調理台	1台	250	
茶道具	1式	380	
カラーテレビ	1台	380	
ビデオデッキ	1台	260	
アップライトピアノ	1台	640	調律料は含まない。
グランドピアノ	1台	1,290	//

- 備考 1. 使用単位は事務室等の使用時間の区分による午前・午後・夜間を各1回とする。
2. 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合は当該超過又は繰上時間に係る使用料の算定方法は会議室等の使用料の例による。
3. この表に定めのない備品及び持込機具についての使用料は市長が別に定める。